

る必要がある。そこで、責任を追及できる年齢は何歳なのか、刑事責任を何歳から認めていいのか等々の問題がでてくる。つまり、やはりオートノミーの権利を考えれば義務・責任という観念は当然出てくる問題だと思います。

司会 ありがとうございます。O M E P が企画した子どもの権利条約の小さな芽が今日、ようやくできました。どうぞこの芽をそれぞれの場所でお育て下さるものと信じてシンポジウムを終わりにしたいと思います。

— 終 —

子どもの権利条約のシンポジウム、私も、テープおこしをさせていただきます、とても勉強になりました。それにしても、この頁数の多さ、ついに編集後記の方まで侵入してしまいました。長い夏休み、どうぞ、じっくりと読んで、権利条約について、もう一度考えてみてはいかがですか。

(K)

幼児の教育

第九十一巻 第八号
(一九九二年八月号)

定価四五〇円(本体四三七円)

平成四年八月一日 発行

編集兼発行人 本田和子

発行所 日本幼稚園協会

東京都文京区大塚二一一一

お茶の水女子大学附属幼稚園内

印刷所 図書印刷株式会社

東京都港区三田五一一二一一

発売所 株式会社 フレーベル館

東京都千代田区神田小川町三一

振替口座 東京九一一九六四〇

電話〇三三三二九二一七七八一

●本誌御購読の御注文は発売所フレーベル館にお願いいたします

●万一、落丁・乱丁などがございましたら、おとりかえいたします。